

住まいの補助金制度をご紹介します

市では、住宅の取得や改修、解体などの費用の一部を補助しています。さらに、住宅を取得する方が、子育て世帯や親世帯・子世帯との同居近居、市外から転入される場合にも、それぞれ補助がありますので、ぜひ、住まいの補助金制度をご活用ください。

▼新築住宅・中古住宅を購入される方は▼

最大
120万円

まちなか住まいる等 (住宅建設又は購入)補助金

- 対象 自らが居住するために、住宅を建設または建売・中古住宅を購入した方
- 補助対象 建物の建設費または購入費（土地代、外構工事の費用などは除く）
- 補助額（1,000円未満の端数は切り捨て）

新築住宅・建売住宅 (建売住宅は完成後未使用で1年以内のものに限る)			
利用企業	まちなか居住区域(※)	補助率	上限額
地元企業	区域内	5%	120万円
	区域外	4%	100万円
市外企業	区域内	3%	70万円
	区域外	2%	50万円

中古住宅 (建築確認が行われた日が昭和56年6月1日以降のものに限る)			
建築年後	まちなか居住区域(※)	補助率	上限額
10年超	区域内	5%	70万円
	区域外	4%	50万円
5年超 10年以内	区域内	4%	70万円
	区域外	3%	50万円
1年超 5年以内	区域内	3%	70万円
	区域外	2%	50万円

※ 「まちなか居住区域」については、お問い合わせください

さらに！子育て世帯や若年夫婦世帯、市内に親または子どものいる方は

子ども1人につき
10万円
子育て支援補助金 ※

- 対象 子育て世帯（18歳以下の子どもを扶養）または若年夫婦世帯（ともに40歳以下）で、自らが居住するために住宅を建設または建売・中古住宅を購入した方
- 補助額 10万円（2子以降1人につき10万円ずつ加算）

最大
30万円
同居近居促進補助金 ※

- 対象 同居または近居（同一の小中学校区もしくは市内で直線2km以内）する子育て世帯（18歳以下の子どもを扶養）および若年夫婦世帯（ともに40歳以下）とその親世帯で、自らが居住するために住宅を建設または建売・中古住宅を購入した方
- 補助額 【同居の場合】新築住宅の建設または購入 30万円
中古住宅の購入 20万円
【近居の場合】新築住宅の建設または購入 10万円
中古住宅の購入 5万円

さらに！市外からの移住であれば

一律
20万円
移住促進補助金 ※

- 対象 自らが居住するために、住宅を建設または建売・中古住宅を購入し、砂川市以外から市内に転入した方
- 補助額 20万円（10万円＋ふくろう商品券10万円分）

※ 子育て支援補助金、同居近居促進補助金、移住促進補助金は、建築確認が行われた日が昭和56年5月31日以前の住宅も対象

実際にいくらもらえるの？

モデルケースをご紹介します！

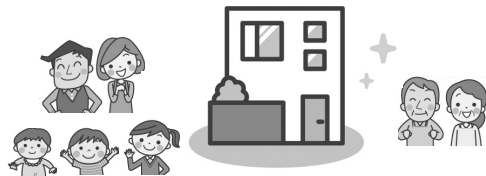


❖モデルケース1

家族5人（子ども3人）が親と同居するために、地元業者を利用して、市が指定する「まちなか居住区域」に2,500万円の住宅を建設する場合

- まちなか住まい等補助金 120万円
- 同居近居促進補助金 30万円
- 子育て支援補助金 30万円

▶ 合計 **180万円**の補助！

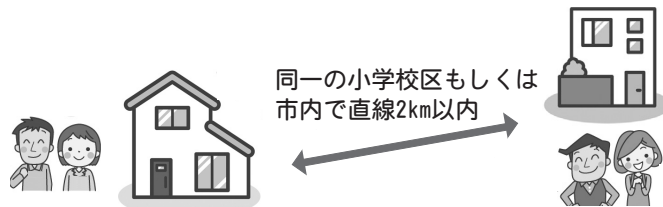


❖モデルケース2

若年夫婦世帯（子どもなし）が親と近居するために、市が指定する「まちなか居住区域」に築後12年で1,400万円の中古住宅を購入する場合

- まちなか住まい等補助金 70万円
- 同居近居促進補助金 5万円
- 子育て支援補助金 10万円

▶ 合計 **85万円**の補助！



❖モデルケース3

家族4人（子ども2人）が親と同居するために、築後45年で300万円の中古住宅を購入する場合

- 同居近居促進補助金 20万円
- 子育て支援補助金 20万円

▶ 合計 **40万円**の補助！



▼ 住宅を改修・リフォームされる方は ▼

最大
22万円

**高齢者等安心住まいる
(住宅改修) 補助金**

要事前申請

- 対象 介護認定を受けていない60歳以上の高齢者本人または同居する方
- 補助対象 3万円以上の手すりの取り付け、段差解消、バリアフリーユニットバス設置などの改修工事
- 補助額 (1,000円未満の端数は切り捨て)
【地元企業を利用】 4/5 (上限額22万円)
【市外企業を利用】 2/3 (上限額18万円)

永く住まいる(住宅改修)補助金

要事前申請

一般リフォーム工事

- 対象 自らが居住する住宅の改修工事を行う方
- 補助対象 50万円以上の間取り変更、増築、外壁、屋根などの改修工事
- 補助額 (1,000円未満の端数は切り捨て)
【地元企業を利用】 20% (上限額40万円)
【市外企業を利用】 10% (上限額20万円)



耐震改修工事

- 対象 自らが居住する住宅の耐震改修工事を行う方
- 補助対象 昭和56年5月31日以前に建築確認された住宅で、50万円以上の耐震改修工事およびその付帯工事
- 補助額 (1,000円未満の端数は切り捨て)
【地元企業を利用】 20% (上限額50万円)
【市外企業を利用】 10% (上限額30万円)

擁壁改修工事

- 補助対象 自らが居住する住宅用の土地に築造された高さ1.5m以上の^{ようへき}擁壁の改修工事
- 補助額 (1,000円未満の端数は切り捨て)
工事費用の30% (上限額200万円)

さらに！子育て中の方は…

一律
10万円

**子育て支援
補助金**

- 対象 子育て世帯 (18歳未満の子どもを扶養) または若年夫婦 (ともに40歳未満) 世帯で、永く住まいる (住宅改修) 補助金の対象になる方
- 補助額 10万円

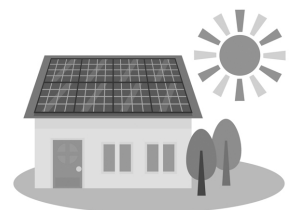
▼ 自宅に太陽光発電システムを設置したい方は ▼

最大
50万円

**住宅用太陽光発電システム
導入費補助金**

要事前申請

- 対象 自らが居住する (予定含む) 住宅または同一敷地内に太陽光発電システムを設置しようとする方
- 補助対象 設置する際に未使用で、JIS規格またはJETの認証を取得しているものなど (太陽電池モジュールおよび蓄電池を含む)
- 補助額 (1,000円未満の端数は切り捨て)
【地元企業を利用】 20% (上限額50万円)
【市外企業を利用】 10% (上限額25万円)



▼ 自宅を売却・賃貸される方は ▼

最大
10万円

登録物件促進補助金

要事前申請

●対象 自らが居住していた住宅もしくは相続した住宅を「砂川市住み替え支援協議会」の「空き家・空き地情報」に登録し、その後、売買もしくは賃貸契約が成立した方

●補助額 売買10万円、賃貸5万円

※ 空き家・空き地情報に関しては市ホームページをご覧ください

砂川市 空き家・空き地情報

検索

▼ 住宅を解体される方は ▼

最大
60万円

老朽住宅除却費補助金

要事前申請

●対象 住宅の所有者(相続人を含む)

※ 法人所有の住宅、店舗などは対象外

●補助対象 50万円以上の解体工事(車庫、物置などの付属物の解体および家財の処分費含む)

●補助額 (1,000円未満の端数は切り捨て) 右記表のとおり

※ 自ら居住していた住宅を賃貸(貸家)していた場合、補助率および上限額は右表の1/2となります

建築年	構造	地元企業を利用		市外企業を利用	
		補助率	上限額	補助率	上限額
昭和 39 年以前に完成したもの	木造	50%	40 万円	25%	20 万円
	非木造		50 万円		25 万円
昭和 49 年以前に完成したもの	木造	40%	40 万円	20%	20 万円
	非木造		60 万円		30 万円
昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認	木造	30%	40 万円	15%	20 万円
	非木造		60 万円		30 万円
昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認	木造	20%	30 万円	10%	15 万円
	非木造		40 万円		20 万円

いずれの補助金も市税の滞納がないことが条件です。そのほかの詳細な条件や必要書類、対象の有無も含めて疑問がありましたら、事前にご相談ください。

砂川市 住まいの補助金

検索

【お問い合わせ】 建築指導係⑤4 2 1 2 1または住生活支援係⑤4 2 1 2 1

空き家の適正な管理をお願いします

～空き家を利用しなくなったときの3ステップ!～

1 しっかり管理(周りに迷惑をかけず、そのまま残したい)

現状を維持する場合は、定期的なメンテナンスが必要で、遠方にお住まいの場合や福祉施設などに長期入所する場合は、空き家の維持管理サービスを利用するなど空き家を適切に管理できるようにしておきましょう。また、市の相談窓口(連絡先)を伝えておき、異常があった際に連絡をとれるようにしておくことが大切です。なお、砂川市シルバー人材センターでは、空き家の掃除や草刈り、除雪などの維持管理業務を行っています。

2 売る・貸す(誰かに使ってもらえればメリットたくさん!)

人が住まなくなった住宅は早く傷みます。そのような住宅は、人に住んでもらうことを考えましょう。住宅を売却や賃貸する場合は、不動産業者に仲介を依頼するのが一般的ですが、「砂川市住み替え支援協議会」の「空き家登録物件」として、市ホームページに掲載することも可能ですので、ぜひご利用ください。

3 解体する(住宅を壊して土地活用も…)

住宅を解体して土地を活かす方法もあります。解体後は、土地の売却や貸地、家庭菜園、雪捨て場など活用の可能性はさまざまです。老朽化が進み、住宅として活用できなくなった建物は、放置するリスクを考えて解体も検討しましょう。なお、住宅を解体する場合には、市の補助金がありますので、ご利用ください。

◆お問い合わせ 住生活支援係⑤4 2 1 2 1